

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和4年3月16日（水） 午前10時00分～午前11時51分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 9番 柳沢 英希、  
10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、  
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈  
オブザーバー  
副議長（3番） 杉浦 康憲

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、  
6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、 12番 鈴木 勝彦、  
14番 小嶋 克文、  
一般2名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、秘書人事GL、ICT推進GL、  
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、  
福祉まるごと相談GL、  
こども未来部長、文化スポーツGL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- (3) 議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (4) 議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について
- (5) 議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、ご了承お願いいたします。

ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る3月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特別ございません。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

#### 《議 題》

- (1) 議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（9） 議案8号につきまして、二点ほどお伺いをさせていただきます。今回の改正で会計年度任用職員、非常勤職員の育児休業と部分休業に係る取得要件緩和ということで、非常に少子化対策としても、働く現場の人からしても、育児と仕事の両立も子育てをしながら、安心して働くことができるのかなというふうに思います。

そこで、今回の改正によって、職員で対象となる方ってというのは、どのくらい見えるのかということと、また、今回の対象者に対しまして、今回の緩和措置をどのように周知をしていくのかということをお教えいただきたいなと思います。

答（秘書人事） 本市におきましては、会計年度任用職員となりますが、

本年1月現在で150名弱の方が勤務をされてお見えになります。内、半数以上が、学校、保育園、幼稚園関係となっております。御質問の緩和措置の対象となる会計年度任用職員の数でございますが、現状、所管グループごとに採用を行っていることもあり、個別の勤務内容や勤務年数等は把握しておりますが、家族構成などについては把握できていない状況でございます。そのため、今回の改正を受けまして、次年度以降は人事担当においても、履歴書の写しを保管するなど、把握に努めてまいりたいと考えております。

また、対象者への制度の周知につきましては、所管グループを通じまして実施していきたいと考えておりますが、会計年度任用職員につきましては、扶養の範囲内での勤務、あと時間数や時間帯など、可能な範囲で配慮した上で勤務をいただいておりますので、実際に制度を使われる可能性は低いと想定をしております。以上でございます。

問（9） 制度のほうを所管グループを通して周知をしてくださるといふことなので、しっかりと伝わることをちょっと願うんですけども。その、伝わったかどうかという、しっかりと伝えたっていう報告をしっかりと人事グループとして受けるのか、そこら辺をちょっと聞きたいのと。

あと現状もいろいろ対応してくださってると思うんですけども、今回の改正で、育児休業の取得等の部分で新たに二つの条文を追加されているということですので、今後、職員やその家族、妊娠、出産があったときに、育児休業の取得を希望する方が出たとき、人事担当としてはどういう対応を行っていくのか、行っているのか。現状、今どういうふうに行っているのかと。今後、環境整備というのもありますので、そこら辺についてもちょっとお話を教えていただけたらなと思います。

答（秘書人事） 最初の御質問の所管グループからの報告につきましては、連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから、今回、条文として明文化されたことで、義務化される形になります。しかし、現状におきましても、職員本人または所管グループリーダーから妊娠等の報告を受けますと、本人と人事担当によります面談時間を設けまして、出産後の育児休業も踏まえた全体の制度の流れな

どについて説明を行うとともに、その後も疑問点や確認事項などがありましたら、その都度相談に応じているという状況でございます。

また、妊娠はしていなくても、将来を見据えてというところで、制度を知りたいという職員に対しましても、本人の希望により個別相談や説明の機会を設けております。

なお、第24条でございます、職務環境の整備に関する措置の中に、今回、研修に関する記述というものがございます。こちらにつきましては、対象者が限られているということもありまして、現状では実施に至っておりません。ただ、今回の条文化を踏まえまして、今後どのように対応していくべきか。近隣市の取組状況なども把握しながら、検討を進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（16） まず、この改正の議案書のところ。19条云々で書かれてる部分なんですけど、次のいずれにも該当する勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定めるとなっておりますので、その定められている内容を教えていただきたいのと。

今、人事グループリーダーのほうで、多分、24条の内容についてお答えいただいているのかなと思うんですけど、結局、今のところは具体的な計画がないということなのか、それとも一部あるのか。今の答弁以上のことがあるのかってことをお聞きしたいのと。

あと最後もう一点なんですけど、今の9番議員の御質問で履歴書等の写しで家族構成を確認するといったような答弁があったと思うんですけど、現在、高浜市のそういう採用に当たりまして、性別を書いたり家族構成を書くということが必須になっているのか。必須になっているのであれば、それが法律とかそういうもので問題がないのかとか。その辺りもお聞かせいただきたいと思います。

答（秘書人事） 三点御質問いただきました。最初の御質問の市長が規則で定めるというところについて申し上げます。一週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員または週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、一年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であ

って、一日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日の職員となっております。

それから、24条の関係でございます。研修の関係が24条に載っております。(2)にございます、育児休業に関する相談体制の整備というところにつきましては、対象者が全員ではございませんので、個別相談は今実施をしております。研修につきましては、先ほど申しましたとおり、現状、研修という形では行われておりませんので、近隣市の状況を踏まえながら、今回の条文化を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

履歴書の関係ですが、性別については、記載はございません。家族構成については、現状、残っております。以上でございます。

委員長 ほかに。

問(16) 今の御答弁で市長が規則で定めるって言った部分ですけど、これって近隣市も同じような条件でよかったのかという確認をしたいということと。

この相談体制というところ、育児休業の。例えば民間の会社とかだと、定期的に育児休業中も来ていただいて、お話をして研修をするといった、そういうしっかりした体制が大企業とかはございますので、そういうことも含めて考えられているのかっていうところと。

あと、先ほどの履歴書の内容については、特に市としては問題ないという考えでよろしかったでしょうか。

答(秘書人事) 最初に規則の関係の条文の中身でございますが、こちらにつきましては、国の人事規則に基づきまして作成をしておりますので、問題はないと考えております。

それから、相談体制の関係でございます。現状も休んでる育休職員が、社会保険料の支払い等で月に1回必ず来庁されます。その際に、保険料のお金を受け取るだけでなく、近況報告という形で人事担当との意見交換をする中で、現状を把握しております。家族構成の関係でございますが、現状、近隣市におきましても把握する範囲ではございますが、同様な形というふうに聞いておりますので、現状は問題ないという理解を

しております。以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(15) 参考資料のほうを見ますと、関係法令がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、そうなってます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、情報の整備を行うこととすると概要はなってるんですが、このデジタル社会の形成を図るためのっていうことについては、これ、どういうふうになっているのか、お示してください。

答(ICT推進) 今回の個人情報保護条例の改正の根拠となっております、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律でございますが、これはいわゆる束ね法というものでございまして、デジタル社会の実現をするために関係法令等を一本でまとめましょうということになっています。中身といたしましては、今回、御提案しております個人情報保護制度の見直し、あとは、マイナンバー法の改正、郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等が、改正の対象となっております。このうちの個人情報が今回対象ということでございます。以上でございます。

委員長 ほかに。

問(16) 今、ICTグループリーダーが説明されたように、束ね法だと思うんですけど、結局、デジタル関係のデジタル庁に伴う法改正で、

結局、民間の職員がすごく今後、関われるということで、個人情報っていうのがすごく重要になってくると思うんですけど、そういう中で国は個人情報、マイナンバーカード制度に伴った一本化を目指して思うんですけど、そうなってくると各自治体ごとの独自のメニューっていうのが、どういうふうになるのかっていうところについては、やはり各自治体でこれ個人情報を保護していかなきゃいけないと思うんですね。その辺りについて、国の法改正に伴ってくのは仕方ないっていう部分はあるんですけど、市として独自に条例を制定できるのかどうかもわかりませんが、制定することとか、あと独自のメニューについての個人情報保護につきまして、調査研究とかその辺り、されてるのか、今後されていくのか、その辺りのお考えをお示してください。

答（ICT推進） 実は、御指摘のところが一番の問題になってございまして、実はその内容のガイドラインにつきましては、国のほうが令和4年の春に示すという形で、現時点で我々のところでは、それを待って改正に取り組んでまいりたい。このように考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し



委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(16) 手話言語条例なんですけど、まず、市内高浜市の中で聴覚障がい者の方は実際何名いらっしゃるのかなっていうところと。

それから第6条の、市は次に掲げる施策の推進に努めるものとするということで、1、2、3って書かれてるんですけど、これについての市の現在の計画を教えてください。これに係るちょっと予算ってというのが予算書のほうでわからなかったの、その辺りも含めて教えてくださいということと。

あと8条、市長が別に定める、これがもう何か定められているのか。何かどういう理解でいいのかということをお教えください。

答(介護障がい) 市内で、条例に含めた手話の障がい者の数でございます。聴覚に障害のある方は市内で126名おられます。内、一、二級は60名います。また、市内在住の岡崎聾学校在校生は3名でございます。

あと、6条の計画ということで御質問いただきました。これは総括のほうでお答えをさせていただきましたが、改めて御説明をさせていただきます。6条第1号、手話に対する理解及び普及のための施策では、手話言語条例の制定に関する広報への掲載、PRチラシの配布、市職員向けの研修の実施を予定してございます。

2号の手話によるコミュニケーション及び情報取得に関する施策では、手話通訳者の養成や手話通訳者の派遣の拡大など、手話による情報発信がしやすい環境づくりを考えているところでございます。

令和4年度の予算の関係ですが、啓発チラシの作成事業は16万8,000円。あともう一つ、事業者向けの手話通訳者の派遣費用助成というものがございます。こちらは3万8,000円を予算計上してございます。あと職員向け研修につきましては、協会のほうから派遣していただけます。こちらのほうは無料でというふうに聞いておりますので、予算は計上してござ

いません。

あと、8条の関係でございますが、今のところ、ここに定めるような事項は特に決まっておられません。

委員長 ほかに。

問（16） 職員の研修とか通訳者の養成とか拡大という御答弁があったんですけど、これ例えば、今お聞きすると、聴覚障がい者で多分、この手話を言語として使おうと、全員が思ってるかどうかわかんないですけど、126名の方は通常の会話にいろんな不都合があると思われまますので、例えばこれを市内の市民の方ですね、そういう方にこういう、何ていうんですか、ただ、こういう手話が言語ですよっていうだけじゃなくって、手話自体を広めていくような活動とか、そういうことはないのかということをお聞きしたいと思います。

答（介護障がい） 手話を広げていくような高浜市の事業でございますが、社協のほうに委託しております手話教室事業というものがございませす。これは初級向けですので、もう少し上級向けのということで、碧南市と合同で碧南高浜手話通訳者の養成研修事業を、毎年開催をしているところでございます。このように手話通訳者の養成に向けて事業として行っているところです。

あと、研修を終了した後、市内に3団体ほどボランティア団体がございませすので、そういうところでまた活動を継続していくと。そのようなことになっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に

## 関する条例の全部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 図書館機能が本館とサービスポイントが3か所になるということで、職員もこれまでよりも必要になってくると思いますけれども、何人ぐらいを考えて見えるのでしょうか。また、司書はそれぞれの場所に配置される予定があるのか教えてください。

あと、いきいき広場に行った場合に駐車場代がかかりますけれども、駐車券などのサービスは考えて見えるのでしょうか。教えてください。

答（文化スポーツ） 今回の機能移転に伴い職員は何人ぐらい必要かというところで、これは指定管理者の募集をしていく中で定めてまいります。指定管理者の募集要項、例えば現在の指定管理者の募集の中では、具体的な人数というのは定めているわけではなくて、業務に支障がない人員体制を整備することというような条件を示させていただいて、事業者から提案を受ける形をとっております。

それから司書についても、現段階で何人ということは申し上げられませんが、これも提案によるもので、当然、司書資格を有する者、何人以上といったような規定を設けて、募集に努めてまいるという考えでおります。

それから、いきいき広場の駐車券ということですが、施設の利用者ということで、無料の券をお渡しするという考えでおります。

委員長 ほかに。

問（10） 第5条では陶芸創作室を図書館に転用することにより、陶芸創作室というのが削除されていると思います。それで、陶芸創作機能について、今後どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

あと、第2条第2項のサービスポイントということで、言い方になってますが、このいきいき広場図書・情報サービスという名称についてですね、もう少し市民が呼びやすいような、何か愛称を募集してるかどうか、その辺があればお願いいたします。

答（文化スポーツ） 陶芸創作室を図書館に転用することでございますけれども、だからといって、焼き物づくりの体験機会、そういう

ものが全くなくなるということではなく、例えば、公園ですとかスタジオなどを使って、粘土や焼き物づくりに親しむ機会というのは、引き続き設けてまいりたいと考えております。

あと、例えば、鬼滅の刃のときでも、地域業界の方にいろいろ御活躍いただきましたけれども、そういった地域資源の活用といったことも考えてまいります。

それから、サービスポイント、いきいき広場図書・情報スペースという名称でございますけれども、こちらは、条例上の規定でございますので、市民の皆さんが親しみを持っていただけますよう、愛称を募集してまいりたいと考えております。

問（10） 今の答弁のほうで、地域資源の活用も考えているということなんですけど、この議案の参考資料のほうに瓦づくりの体験等ということがうたっています。この瓦づくりの体験等というのは、どのようなことか。また、これに代わるようなものということで、鬼瓦の製造とか鬼師の協力で工場や何かを利用されるのか。また、一般的な陶芸づくりについては、どのような考えをお持ちかということをお願いします。

答（文化スポーツ） 今、委員がおっしゃってくださいましたように、例えば、鬼師の方と協力して、そういう体験の機会を設けていくというようなことを想定しております。また、一般の陶芸というところにつきましても、例えばそういう専門の方と協力しながら、機会を設けてまいりたいと考えております。

問（15） 統合するということですが、かわら美術館と図書館が統合すると。さきの説明では、いきいき広場とかわら美術館で約1万7,000冊、8000冊というお話がありましたが、この陶芸創作室をなくして、図書を入れるとなると、何冊ぐらいになるのかお示してください。

それから、図書館は当初、堤防の外であるから、高潮や津波に耐えられないという話がありましたが、最近では老朽化が問題になってます。老朽化が問題であるならば、そこに、本にしろ、何にしろ、保存しておいて、ますます本が傷むんじゃないかという心配もするんですが。また、本に、ちょっと見た目には見えないような虫も巣くっていると聞きます

から、そういう中で鍵をかってしまうと、空気も動かないような状況になるわけですから、その場合にどうするのか。一番もとは、そういう水の面でも大丈夫なところに場所を変えることが必要になってるんじゃないかと思うんですが、その点でお示してください。

答（文化スポーツ） 今、質問の中で、1万8,000冊というお話がありましたというところで、ちょっと先ほどそういった数字のほうは出しておりませんが、

図書が何冊になるのかというところでございますが、今後、レイアウトのほうを検討してまいりますので、今何冊ということは申し上げられませんが、一つの目安というのが、令和元年度から2年度にかけて行いました、機能移転調査のところ、一つの目安というのを示してございます。

それから、図書館の場所というところで、堤外地にあるということで津波のことを御指摘いただきましたけれども、津波というよりは液状化の問題があるというようなお答えをしてきていたかと思えます。

本を置いておくと傷むのではないかということでございますが、これはどの場所に置いておいても同じようなことが言えるかと思えます。

それから、図書館の中で本に虫があるんじゃないかというような御指摘ありましたが、今のところそういったような話は聞いておりません。

委員長 ほかに。

問（16） ちょっと今の答弁びっくりしちゃったんですけど、結局何冊かっていうのは、業務委託報告で出てるけど、それ以上は今後決めるということになるかという確認と。

あと現在、高浜市立図書館の絵本の森として利用されている、ここの面積をお答えいただきたいのと。今後、絵本を配架するいきいき広場こども発達Bのこの面積、お答えいただきたいと思えます。

それから今年1月16日開催の図書館フォーラムでは、子供の強みを強化するといったような市側の発言がございました。どのように強化するのかということが、イメージ湧きませんので、具体的にまず教えてください。まずそこまでお願いします。

答（文化スポーツ） 図書は何冊になるのかというところは、その並べ方とかによっても変わってまいります。背表紙をずらっと並べる並べ方もあれば、本の表紙を見せて並べるという並べ方もございます。そういうところもありますので、今何冊ということは申し上げられないという趣旨でございます。

それから、ちょっと絵本の森の面積が今すぐ出てまいりませんが、こども発達Bの面積につきましては、175平米でございます。

それから、子供へのアプローチ、その強みをどう強化するかという点ですけれども、例えば、いきいき広場であれば、子供向けの健診などが行われています。そういった待合の時間を利用して親子の方たちにアプローチをするのですとか、あとは小中学生のお子さんたちがよく勉強にいらっしゃっています。そういった学びの部分をサポートするといったような点があるかと考えております。

問（16） 今回の上程されている条例の第2条第3項。ここの美術館・図書館の附属施設として、美術館資料等及び図書館等の収蔵庫を置くってなってるんですけど。この収蔵庫というのが、今の図書館のことを言っているのか。その辺りを、お示しいただきたいなと思います。あわせて、現在の図書館はこれ18条でいくと廃止条例が出てるんですけど、廃止になるということは、今後、行政財産になるのか普通財産になるのか、そちらも教えてください。

答（文化スポーツ） まず、条例2条3項の収蔵庫でございますけれども、これ議案参考資料のほうでもお示しさせていただいてますが、現在の図書館、郷土資料館の建物を指しております。

それから、図書館、郷土資料館の設置及び管理に関する現行の条例を廃止するというところで、いわゆる市民利用に供する施設ではございませんが、今回、本や郷土資料の置き場所として、この2条3項にありますような収蔵庫を置くというところで、行政財産として使用してまいります。

問（16） ということは、今の図書館は倉庫として利用するよっていうことになるかと思うんですけど。そうすると、これ現在、来年度の予算

書見ると、図書館の賃借料が53万1,000円上がってるんですね。これが全部の契約なのか一部なのか、この辺りもよくわからないので教えていただきたいのと。そうすると、図書館の駐車場っていうのは要らなくなるので、その辺りの賃貸契約を解除しないかなという部分を教えていただきたいのと。

あと、図書館の開設にあたりまして、国・県からの補助金ももらってきたかと思しますので、もうもらっているんであれば、いつ、幾らもらっているのか。また今回のこの廃止に伴って補助金の返還が必要ないのか教えてください。

答（文化スポーツ） 図書館の借地の件ですけれども、今の建物のところの借地ということでございます。

駐車場のところにつきましては、今後どうしていくかというところを地主の方と協議していくということになるかと思えます。

それから建設の補助金に関しましては、これ、8番議員の一般質問の中でお答えしたとおりでございますけれども、今回の図書館の収蔵庫に転用することに伴っての補助金返還はございません。

問（16） これ条例読むと、読めば読むほどちょっとわかりづらいんですけど、結局、今回の改正によって、このやきものの里かわら美術館それから、図書館。これを以下、美術館・図書館っていうふうに略されて、ずっとこの後、条文が続いてるんですけど、美術館・図書館を本館及びサービスポイントにより構成するってことが第2条に書かれてるんですね。ということは、美術館・図書館っていう名前のものが、点在してる本館とかサービスポイントを全部集めて、美術館・図書館になるっていうふうに、これちょっと国語的に考えるとそうなるのかなと思うんですけど、そうすると例えば、この吉浜図書室、吉浜公民館図書室は、吉浜公民館図書室っていう名前でありながら、サービスポイントの一つであり、それから美術館・図書館の一つである。これ非常にわかりづらい条例の設定の仕方だっていうのと。そうすると、結局、吉浜公民館の図書室は美術館・図書館になるんですよっていうふうになるんですよ。これ考えていくと。非常にこれわかりづらいと思うんですけど、その辺

り、どうやって市民に説明していくのかちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。

答（文化スポーツ） サービスポイントといいますのは、この美術館図書館事業の中でも、図書との貸出しその他の業務を行う拠点という位置づけでございます。実際に市民の方が呼ばれる名称でいきますと、おそらく吉浜公民館の図書室という呼び方をされるのかなと思っております。施設の位置づけ、それからそれぞれの場所の持っている役割、そういうことを規定するために、このような表現にしておりますけれども、呼び名については、慣れ親しんだ呼び名で呼んでいただくことになろうかというふうに考えております。

問（16） 本当にこれわかりづらくて、吉浜公民館図書室なのに、美術館・図書館なんですよね。図書室だけ美術館・図書館。これ非常にいまだにちょっと今の説明聞いても、わかりづらいなということと。現在の、この吉浜公民館の図書室っていうのは、これ公民館の設管条例にも、それから図書館の設管条例にも載ってないんですけど、今は、どういった位置づけになってるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 公民館図書室という位置づけでおります。

問（16） 公民館図書室なんですけど、これ、今まで設管条例がなくって、公民館の設管条例にも入ってないんですけど、何で運用してきたかがよくわからないんですけど、教えてください。

「質疑じゃなくなってきましたよ」と発声するものあり。

答（文化スポーツ） 社会教育法の中で公民館の事業というものが定められております。その中で、図書等を備え、その利用を図ることという規定がございますので、その一環として運営をしてまいりました。

問（16） 先ほど、補助金の返還は必要ないですよという御答弁があったんですけど、必要ないとなった根拠について教えてください。

それから、今回これ図書館法の図書館と、博物館法による美術館を同時に運営していく形になるのかなと思うんですけど、この条例っていう



のは。館っていうのは、一つの館を意味するのかなと思うんですけど、今後、美術館に図書館入った場合、博物館法に基づく美術館と図書館法に基づく図書館の位置づけっていうのがわかりづらいので、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

答（文化スポーツ） 補助金の返還につきましては、今、一般的には10年以上経過しているものについては、届出をすればいいというような規定になっております。

それから、図書館法、博物館法に基づく施設ということで、この一つの施設の中で両方の役割を担っていくということでございますけれども、このように複数の法律に基づいて運営するという施設の事例は多数ございます。

問（16） 複数の法律に基づいて運用してくんですけど、そうなった場合に、この間のちょっと御質問の答弁だと両方運営できるところにやっていたかどうか、それとも1個だけだと、またそこから委託になっちゃうと思うんですけど、そうなった場合に費用がかかり過ぎちゃうんじゃないのかなっていうところも危惧されるんですね。

委員長 16番、倉田委員。少し質問の仕方、質疑の仕方変えてください。

意（16） これ、きちんと。

委員長 予算にかかってくるので。

意（16） だから予算にかかるから、それが、この条例改正による機能移転が・・・。

委員長 質疑の仕方を変えて、質疑を行ってください。

問（16） 機能移転が本当にいいかどうかきちんと審議したいと思いません。

そうなった場合に、どういうふうに入札していくのかなっていうのがすごく不思議で、そういう両方ともやれるような業者がこのあたりにあるのかどうか。そのあたりも含めて・・・。

委員長 16番、倉田委員。条例の改正後の話になってきますので。今は、この条例についての質疑を行ってください。

意（16） だから、この条例が改定されれば、これが運用されるわけな

んで、運用されたときに大丈夫かどうかは、我々議員が考えなきゃいけないことですので、きちんとお答えいただきたいと思います。

委員長 答えられる範囲で。

答（文化スポーツ） 総括質疑のところでも御答弁申し上げましたけれども、今後の募集に関わってくるということで、一社で運営するような場合もあれば、グループを組んで共同事業体というような運営もあろうかと思っています。

問（16） 現在のこの18条に図書館の郷土資料館について、廃止条例が出てるんですけど、郷土資料館は今後どのように管理をされているのかということをお示しいただきたいのと。以前、美術館に郷土資料を持ってきて、展示することも考えてますといった御答弁があったんですけど、そうなった場合、その美術館に持ってきて、展示をして、やるよっていうのは、指定管理者がやるのか、それとも市が行うのか。

結局、郷土資料館が行政財産で、郷土資料館もこの収蔵庫に入っているのかによって変わってくると思うんですけど、その辺り教えてください。

答（文化スポーツ） 郷土資料をどのように管理していくかという点につきましては、過日の8番議員に対する一般質問のところでお答えをしたとおりでございます。

郷土資料の展示につきましても、今御質問にありました、仮に美術館のほうで展示するというのであれば、それは指定管理の業務の範囲ということになるかと思っています。収蔵庫も含めて、これを一体的に管理するということが御理解いただければと思います。

問（16） 今の御説明でいくと、結局、郷土資料館も指定管理者に管理していただくよということになるかと思うんですけど、ちょっとこれも一般質問でもちょっと御答弁いただいているんですけど、詳しくお聞きしたいので、もう一度聞きたいんですけど。郷土資料館に郷土資料を寄附してくださったの方の中には、展示することを条件として寄附をするよっていう方がいるということはお聞きしてるんですけど、そのような方に何か説明とか、何かお伝えしたりとか、何かする予定はあるのかなっ

ていうことと。

あと先ほど、本の方、虫やカビの話があったんですけど、郷土資料、これ本当に唯一無二っていうことで、高浜市にしかないものっていうものがありますので、これ大変貴重なものなんですけど、一方で古いものに目に見えない虫とかカビがついている可能性もあるんですけど、そういった郷土資料を美術館に持ち込むということは問題ないという御理解でよかったのか、教えてください。

答（文化スポーツ） 郷土資料の関係でございませけれども、私ども今承知してるのは、資料を寄附される方の大半は展示してほしいというよりも、貴重なものかどうか、古い資料が見つかったけどわからないので、見てほしいと。必要ならどうですかというケースが大半ということで、先日お答えしたとおりでございませ。

それから、資料の虫やカビといった点でございませけれども、現状の管理の中で特にそういった問題というところは聞いておりませけれども、例えば、美術館であれば現在もそうですけれども、展示室や収蔵庫、そういったところの燻蒸というのは定期的に行っております。そういった対応で管理をしてまいりたいと考えております。

問（16） 1月16日のフォーラムでは、現図書館の老朽化が著しい。また大規模改修や更新に多額の費用がかかるといった御説明がありました。現図書館は、市民の利用には供しないが、当面、倉庫として残すといった御答弁がありました。この当面というのは、いつまでなのかということをお示しいただきたいと思ひます。なぜかという、これ示していただかないと、雨漏り等で倉庫が倉庫としても使えなくなるときがやがて来るんですよね。今の高取農業センターですかね、あそこも結局、天井とか落ちちゃって使えないよっていうことで、あそこは市民が集会とかで使うだけなので、中は特に何も入っていないということですので、使えなくなったら市民がそこを利用できなくなるだけのことなんですけど、今回の図書館っていうのは、蔵書も入っておりますので。

委員長 16番、倉田委員。質疑が長引いてますので、うまくまとめて質問をお願いします。

問（16） この蔵書をどうするのかっていうところについても、あわせてお伝えください。

答（文化スポーツ） 今の建物ですけれども、蔵書を管理していくという面であれば、特に大きな支障はないというところで、収蔵庫として使ってもらえるというところがございます。

当面がいつまでかというところ、寿命がいつまでというところは現段階では申し上げられません。

問（16） 先ほど御答弁もありましたけど、現図書館といきいき広場。特にいきいき広場ですね。この施設で勉強に励む学生の姿が多く見られるんですけど、本当に平日の夕方ですよ。1階とか2階のロビーに高校生が多く集まっているというところで、多いとき私ちょっと1回数えたことあるんですけど、30名近くいらっしゃるときもあるんですね。移転後、こうした学生の方が集まったり、学習する席は何席考えられているのかっていうことと、それから先ほども駐車場問題がございましたけども…。

委員長 16番、倉田委員。重複してる質疑あるので、そこら辺しっかり前の議事録、発言をしっかりと確認して。

意（16） すいません。違う視点で質問するので、最後までお聞きいただけないでしょうか。

委員長 しっかりまとめて明確にお願いします。

「人数何人ですかって、12月議会で聞いてた…」と発声するものあり。

委員長 静粛にお願いします。

16番、どうぞ。

問（16） 学生が集まったり学習する席が何席かということと、駐車場につきましては、本当に停めるときが、いきいき広場、特に行事があると停めれないといったようなお声をいただいているんですけど、そうしたときの対応とか、現在、何%ぐらい通常使われていて、どれぐらいの方が図書館として使えるのか。その辺り多分検討されてると思いますので、

そこの御報告をお願いいたしたいと思います。

答（文化スポーツ） 学習スペースの考え方につきましては、昨年12月の一般質問でお答えしたとおりでございます。

それから駐車場につきましては、所管のほうは別の部署になりますので、そこで確認した状況では、今年度でも数日程度というところで、令和2年度に関しては満車になった実績はないと聞いております。

問（16） 満車になった実績はなくても、それに図書館の利用の方が利用した場合、そういう場合を想定されて計画というか検討されなかったのかなという思いがありますので、そこのところを追加で御答弁いただきたいなと思います。

それから、今回の主要新規事業等の概要を見ますと、これですね、図書館機能を移転するために必要な整備を行うということで、照明LED化工事と床カーペット張替え・・・。

委員長 16番、倉田委員。主要新規の概要については、予算の関係になりますので、この場では控えていただきますようお願いいたします。

意（16） ちょっと確認を一部したいんですけど、結局、今、書架等は先ほどの御答弁でいくと、どういうレイアウトにするかとか、そういうことは今後考えていくので、結局、今の時点でもここに係ってくる予算計上は全部されていないという、その確認をお願いします。

委員長 16番委員、ごめんなさい。予算の関係は、この場ではちょっと控えていただけますか。条例の全部改正になるので、それに関連したことでお願いいたします。

意（16） これ、全部改正するためには、いろんなこと関わってきて、全部を総合的に我々はいいかどうか考えなきゃいけないんで。

「だから、一般質問があるんでしょ」と発声するものあり。

委員長 16番委員。そこは予算委員会でやっておりますので、この場では控えてくださいますよう、お願いいたします。

問（16） 予算委員会以上のものはないってということで、今よろしかつ

たですかね。そこだけ確認したいと思います。

答（こども未来部） いきいき広場の駐車場の件で補足してお答えさせていただきます。今年度は3回ほど満車のときがありました。時間にいたしますと、1時半から30分間程度とか、10時半から11時半までの1時間程度というところがございます。

行政も市民の皆様も、このウィズコロナの今、現時点でおきましては、いろんなところで調整を図って、密にならないよう来庁されている。行政もそのように調整を図っているというような状況です。

アフターコロナになりまして、満車になるような状況、これが見受けられるということになりましたら、近いところで駐車場のほうを検討していく、探していくということも考えていきたいと思っております。

答（地域福祉） 今まで駐車場に関しても、いっぱいになる場合は、近くにあります臨時駐車場も設けておりまして、そちらのほうを利用させていただいてますので、対応できるかと思えます。

問（16） 今、予算のことを聞くと言われたのですが、今までの結局書架等は今後、指定管理者と一緒にレイアウトを決めて予算計上のほうをしていく。そこだけちょっと確認したいんですけど、それでよろしいですか。

委員長 16番議員。

意（16） ここ、すごく重要なので、確認させてください。

委員長 重要ということはわかりますけど、その場その場、所管で審議するところがありますので、この場では、違う仕方で質疑をお願いいたします。

意（16） これ、条例に非常に関わることですので、これ答えていただかないと。これ、じゃあ予算委員会以上のものは、今のところは出てないですよ。そこの確認だけお願いします。

委員長 答えられる範囲で。

答（文化スポーツ） 今の御質問の点については、総括質疑でお答えしたとおりでございます。

問（16） そうなりますと、地方自治法の222条に予算を伴う条例、規則

等についての制限という条文がございます。これは、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないとあります。

これ、今回のこの議案は、私の判断では地方自治法に違法、違反する議案になってると思うんですが、市長、その辺り、ちょっと見解示してください。

委員長 16番委員に申し上げます。質疑が議題の範疇を超えておりますので、質問を変えてください。

問（16） だから、この議案上程自体が正しいかどうかを聞いてるんですからお答えください。これは。

委員長 答えられる範囲で。

答（こども未来部） 先ほど、総括質疑でお答えさせていただいたところを、繰り返しお話しさせていただきます。

本棚等の備品購入や移転費用については、補正予算を考えているというふうに答弁したかというふうに記憶しております。議案説明会資料をこちら付けさせていただきました。利用居室のイメージの一例として載せさせていただいております。これにつきましては、どのような図書館にしていくか、具体的なレイアウト案については、読書アドバイザーなどの図書活動のゆかりの深い市民や両施設の機能にゆかりの深い関係者の方を交えて、ワークショップを行いながら、どのようにしたらいいかというのを考えていきたいと考えておりました。備品購入や移転費用につきましては補正予算を考えたところでございます。

意（9） 先ほどの16番委員の議案の上程自体がって質問がありましたけども、これ自体は議案説明会、それから議運等で諮っておりますので、その場で、まず消える話でございますので、取り上げる必要ないというふうに考えますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

問（16） いや、これすごく大きな問題で、地方自治法に違法な行為を今から行うということをお願いですかって。そこは御理解されてるのか

っていうことをお聞きしたいですけど。それも答えさせないってことですか。

「ここで聞く話じゃないでしょう」と発声するものあり。

意（16） ここで聞く話です。私は・・・。

委員長 静粛にお願いします。

意（16） 私は、ここで聞く話だと思ってますのでお願いします。

委員長 ほかに。

意（15） 今までの、3月議会の、これまでの本会議の中で聞くことができたでしょうという意見がありました。ここにきて、その点に気がついたということであれば、やはり今、質疑しないと・・・。

委員長 15番委員。質疑をお願いいたします。

意（15） だから、今の質疑をぜひ取上げてほしいと思います。

委員長 15番委員。今のは質疑じゃないので、この後、自由討議ありますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

委員におかれましては、引き続き、議案第12号に係る自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。

当局のおかれましては、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、控室でお待ちいただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後は、各部長にご連絡いたします。

一般の方の傍聴は御自由ですので、よろしくお願ひいたします。



暫時休憩いたします。再開は11時10分。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 《自由討議》

(1) 議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について

委員長 ただいまより、自由討議を実施します。

なお、実施に当たり、次の事項が申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。

まず、委員の方の発言は、挙手をもって委員長の指名により発言をお願いします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大30分を目安とします。

確認事項としまして、その発言は委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。

それでは、まず自由討議の提案者であります、内藤とし子委員に自由討議すべき課題、論点について、ご説明、ご意見をお願いいたします。

意(15) この議案については、やきものの里のかわら美術館と、それから、図書館を統合するという、設管条例なんですけど、私は、統合するという案に納得出来ませんので、反対をしたいんですけど。まず、今の説明ですと、これから、この前の説明では、1万7,800でしたが、陶芸教室をなくして、何冊にするのかという話もわからないというお話でした。

だから、ずっと言ってきたのが、たくさん、多くの人の意見を、聞いてきたのかというお話なんですけど、その点でも、不十分だということは、わかってます。

それから、日本図書館協会の任務と目標という冊子があるんですが、施設のところで、公立図書館は、施設面では単独施設であることが望ましいとなっております。全ての住民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義の国にあっては必須条件であると、いうことも書かれていますので、やっぱり、これまであまり本が好きでなかったような方でも、好きになるような、図書館の在り方や運営の方法が必要だと思っておりますので、ぜひそういう点で、今日は質疑をしていただきたい。

それから、先ほど出ました、地方自治法の問題も大きな問題ですので、この点も、ぜひ、質疑をしていただきたいと思って申入れました。

以上です。

委員長 ただいま、内藤委員より発言がありました。それでは、議案第12号について、何か御発言ある方、お願いいたします。

意（16） 先ほどの話ですと、本当にさっき、内藤とし子委員が言われたように、具体的にどんな図書館になるのかっていうのが、全くわからない。そんな中で、どうやって運営していくのかも、よくわからない。

指定管理がやるといっても、ある程度、市がこういうふうに来てきますよという方針を決めなきゃいけないと思うんですけど、そういったものを全く示されない中で、この設管条例を決めていくっていうのは、余りにも、ちょっと、議員として無責任な状況になりかねないと、私は思っています。

それから、先ほどの私が発言した地方自治法ですが、これ、本当に違反してるっていうことになれば、本当に大きな問題ですし、関係ないとかって言われますけど、この条例自身が、違法なのか、違法でないのかっていうところですので、これ、関係ないどころの話じゃないと思うんですよ。

私は、これの逐条解説を読みましたが、どう考えても、地方自治法に違反していると思われますので、ほかの解釈がある方がいれば、それはそれで、お聞きしたいと思います。

委員長 ほかに。

意（16） 委員長、いいですか。

委員長 16番、倉田利奈委員。

意（16） すいません。ほかの方から御意見がないので、先ほどのですね、222条の逐条解説によりますと、必要な予算上の措置が適切に講ぜられることになるまでの間、規則その他の規程の制定、または、改正をしてはならないという条文なんですね。

これにつきましては、逐条解説に、この予算上の措置は、同一会期中でなくてはならないということは、この3月議会中に全ての予算が、こうこう、こういう図書館になります、こういう経費が要りますということで、計上されないといけないっていう理解だと思います。

これがですね、適切に講ずるとは、当該条例等の成立によって、必要となる経費について、必要にして十分な予算措置をいい、一部では適格とは言えないということにもなってるんですね。

この逐条解説を読めば、読むほど、今のこの予算、条例…。

いいですか、委員長。続けていいですか。

委員長 いいですよ。

意（16） 条例を上程すること。この上程、この条例全てが違法になってしまう。これを我々が許していいんですかっていうところなんですよ。このまま審議続けていいんですかって、これを賛成していいんですかっていうところなんですけど。

委員長 16番、倉田委員。条例違反でないっていうことを確認するために、当局を呼びますか。答えてもらいますか。

意（16） そうですね。是非教えてください。

意（11） この条例自体の施行は、令和5年4月1日からということになっていて、私自身は、この条例、例えば、この定例会で通った後、指定管理者の選定等、1年間という期間を経た中で、施行されていくというふうな理解をさせていただいております。

地方自治法222条に関しては、これは明らかにその、例えば、公布の日にならなければ、それは、確かに問題になるのかもしれないけれども、現実的には、準備期間が必要なところであるということを経験しながら、進めていくべきではないかなというふうに

思っています。

それから、具体的な方針が、全く示されないというようなことを言われておりますけれども、市民説明会やワークショップですかね、ああいったものも含めて、本当に、令和、平成20、何年でしたかね、平成30年ぐらいからですか、何度も説明会やフォーラム等、いろいろとやられてきてる中で、ようやくここまでの形で、その方針が見えてきたんだというところは、十分にこの中で、伝わってくるものだと思いますし、説明会の資料等見ても、しっかりと、高浜にしかない美術館・図書館という名のところの姿というものが、あらわされてるんじゃないかなあということだと思います。

それと、指定管理っていうのは、やっぱり管理者ですので、しっかりと指定管理者が決まった中で、どのような運営がされていく、どのような姿、形になっていくっていうところを、やっぱり、その指定管理者ならではの部分も、当然、出して行きたいでしょうし、出していただきたいという思いで、指定管理を決めていくのではないかというふうに思いますから、そのところが全く見えないっていうのであれば、反対に自分の能力のなさだと言ってもおかしくないのかなという気はいたします。取りあえず、ここまで。

委員長 はい、ありがとうございます。

じゃ、こども未来部長。今、条例が地方自治法違反でないという説明をお願いいたします。

説（こども未来部） 私どもといたしましては、今回、設置管理条例ですね、こちらの全部改正ということで、上程させていただきました。

この全部改正の条例の中で、考えうるものについて、予算化をしておると。今後、見えてない部分につきましては、設管条例上の中では、ここを規定しておるものでもないものですから、そこは、今後の補正予算等で対応していくという考えのもとで、進めてきたというところでございます。

意（16） 今の北川委員の発言なんですけど、これは施行されるまで、もう施行されるまでなんて当たり前ですよ。予算なんて、決まってく

るのは。

そうではなくって、当該予算が、議案、議案がですよ、主語議案ですね。当該議案が予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が、的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、提案してはならない。提案してはならないんですね。この222条の最後も、議会に提出してはならないってなってるんですね。

なので、私は、これはちょっと北川議員の解釈とは、私は違うと思ってますし、それから、今、部長が言った、設管条例上、規定していないって言ったんですけど、設管条例を予算が全部決まってないのに、上げることが問題ですよって、私は言ってるのであって、設管条例上は、そんな予算が幾らですとかいうのは、規定はないのは当たり前だと思います。

なので、特に今回ですね、一部は予算上がってますけど、この一部では的確とは言えませんし、この一部っていうのもですね、どれぐらいなのか、全くわかりません。

それから、先ほど指定管理者が決めていくものというような、北川委員の発言もございましたけど、ある程度は、市が提案していかなければ、じゃあ、後から、この予算要ります、この金額要ります、これやります、あれやります、そういうことにならないように、やはり、きちんと予算をまず上げるべきだし、それでなければ、市民に説明もつかないと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。倉田委員の意見というか、あれはわかりました。

意（11） この地方自治法の222条の解釈なんですけど、的確な予算が決まってないものを、上程してはならないという文言は、何を意味するかっていうと、例えば、今から1,000億円で市役所をつくりますみたいな議案が、出せないためにあるんですよ。改装費用だとか、そういったものは、既にいろいろなところで、上がってるじゃないですか。

だから、的確な予算が決まってないっていうことではなくって、高浜市が、今後、美術館や図書館を、このような形で運営していくための予

算というのは、もう見込みがあるという判断の中で、上程してるんですよ。とんでもないものを、議会に上程しないための自治法なんですよ。単なる解釈です。解釈の仕方が違ってると思いますよ。

意（16） 私はですね、これ、逐条解説を読みますとですね。普通地方公共団体の長が、条例案その他の案件を議会に提出する場合の自己規制に関する規定って書かれてるんですよ。

ということは、今回、この条例が上がってきて、その条例に伴って予算が必要なんですっていうことであれば、まさしく、この条例に当てはめないと、当てはまると私は思っています。

委員長 それを倉田委員は、皆さんにわかってほしいということですか。

意（16） 私の意見です。

委員長 ほかに。ほかの委員、何かあれば。

意（11） 私は条例に対して、この条例制定に対しては、賛成であります。

理由は幾つかありますけども、先ほども言いましたけども、ある程度の期間をかけて、市民に対する説明、あるいは、様々なインフォメーション、特に広報では、コロナ禍ということであり、本来は市民を集めて、いろんな説明会をやりたかったのではないかと思いますけども、連載で図書館の今後の考え方、そういったものをしっかりとインフォメーションしてきているということが一つあります。

それから、もう一点は、近隣市。この近所はですね、やっぱり隣町までが非常に近い距離で、立派な図書館が隣市にもたくさんあります。そんな中で、競っていいものをつくるっていうことよりも、高浜らしさをどのように生かしていくか、そういったところをしっかりと議論をして、ある程度の方針ができ上がったのではないかなあというところを評価しています。

もう一点は、公共施設の老朽化問題により、今後、お金のかけられる施設ってというのは限られてきます。そんな中で、あるものを有効に使っていく、それを今回示した大きなプランだというふうに思っています。

以上のようなことを総合的に見て、いち早くこの条例をですね、改正、

全部改正することによって、新たな一歩が踏み出せるように、我々議会も、しっかりとその後押しをして、そして、議決をするのであれば、その議決をした責任を、そこでしっかりととっていく。その決意は、必要ではないかなというふうに思いますので、できるだけ多くの方々の御賛同をいただければというのが、私のこの自由討議での主張であります。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

15番の内藤委員は、いいですか。他の委員に理解してほしいこととか、わかっていただきたいなっていうのは。

意(15) 皆さんの意見で。

委員長 いいんですか。はい、16番、倉田利奈委員。

意(16) 今ですね、北川委員のほうか、あるものを有効に使うというお話がありました。私もこれには、こういう考えには賛成です。

ただですね、今の図書館を機能移転するのに、どれぐらいお金がかかるのかっていうのが、今は、全く、全体の予算これぐらいかかりますよっていうのが、わかんないんですよね。それなのに議決するのは、ちょっと、余りに私は無責任かなと思うところと、あるものを有効に使うのであれば、今の図書館は、そのまま使えばいいと私は思うんですね。

使った上で、例えば、いきいき広場とか、かわら美術館に図書コーナーを置いて、そこで図書に触れ合う機会をつくる、そうした考えでもいいんじゃないのかなと思うんですね。結局、あるものを有効に使ってかっていうことで、先ほど、ちょっと、しっかり聞けなかったんですけど、今の図書館を、全然、手を入れていかなければ、農業センターみたいになってしまうわけなので、それなりに手を入れてく、それなりに修繕をしていかなければいけない。その中で、修繕しなかったら、図書の、今の蔵書をどうするんですかっていう話だし、また、それを動かすまで、また、それはそれで費用がかかる話になりますので。

私はですね、是非とも、今の図書館をそのまま使って、その中で、かわら美術館とかいきいき広場とかに、そういうお子さんとかですね、そういう活動に関連する本を図書コーナーのような形で置いて、運営して

いく。そういう形が、一番市民にとってはいいんじゃないかと考えております。

意（１） 私も本条例の全部改正につきましては、賛成の立場で、話のほうをさせていただきます。

まずですね、財政効果とか、そういった議論も非常に大切な部分であります。見えない部分、特にですね、この条例については、人に通していく、人にフォーカスした条例ではないかと考えます。

またですね、人にフォーカスするという理由なんです。新しい図書館の形ってというのは、様々なところで提言されてると思います。

特にですね、一番、課題解決型の図書館という提案がよくされております。やっぱり、地域に抱える問題や、いろんな生活や暮らしの中で関わるもの、図書を通じて解決していこうということで、今回のイメージ、目指すべき姿ってところが、これがはっきり明確化されていると思います。

特に暮らしや生き方を支える図書館として、それぞれの機能、かわら美術館や、いきいき広場が持つ機能を融合したということですね、それぞれの良さが出てくると思います。

特にですね、高浜市が大事にしている部分も、しっかりと踏襲されてると思います。子供へのアプローチ、子供図書というのを非常に大切にされて、これも引き継いでいく強みですね、高浜の。これを生かさない手はないということ。やっぱり、いろんな方が利用されるということで、今までの図書館、はっきりと、私も１回か、２回しか行ったことありません。ほかの方は、どこにあるか、図書館、わかっていない方もみえますし、行きたいと思われる方が、ほとんどいないと思います。

と、いったことも含めてですね、既存の施設を利用することも大切、手を加えながら、大切だと思いますが、やはり一つですね、象徴となるような、新たな取組を提言しながら、やっていくべきではないかと。

それによって普及していく、図書を普及していく大切さを、この条例から私は読み取ることが出来ますので、賛成といたします。

委員長 はい、ありがとうございます。他の委員で、何か。



意（13） 私もですね、この12号議案に対しては、賛成いたします。

図書館を利用する人が、1か所ではなくなるということで、不便を感じる人もいるかもしれません。

本館とサービスポイントが、3か所になるってということで、今まで美術館しか利用したことがなかった人が、本を借りたり、また、図書館しか利用をしなかった人が、ミュージアムショップで買物したりと、利用者数が増えるという相乗効果が期待出来ます。また、今後の図書館も想像出来ます。

先ほども、11番議員が言われたように、指定管理者も、運営のノウハウをわかっている方たちが、応募されて、決まっていくと思います。そういった決まった後で、また市民の方にも、しっかり説明されていくと思いますので、こちらには賛成いたします。

委員長 はい、ありがとうございます。

意（10） 私もこの今回の条例の全部改正については、賛成させていただきます。

今回のですね、図書館の在り方、検討とか、市民との意見交換というものがですね、内容的に皆さんへの説明として、フォーラムやなんか以外でも、広報たかはまの連載でですね、これからの図書館の形と力という部分でですね、令和3年の1月1日から連載開始され、今年の3月1日まででも、15回にわたって、内容をいろんな面で説明し、市民の皆さんにわかっていただけるように、内容も、意見と意見っていうか、今後のということを示してみえる。

また、それから、私も、去年の12月の定例会の一般質問においてはですね、今回の移転後の形ということで、目指す姿ということで、ここにもうたってありますけど、この内容で、今後の、今までの図書館とは違うようなイメージというんですか、高浜に適したような図書館事業ということで、目指してみえますので、今回の条例の改正については、賛成させていただきます。

委員長 はい、ありがとうございます。

問（16） すいません。最後一点だけ、お聞きしたいんですけど、未来

部長に。今議会で、この議案を上程した理由を教えてください。

答（こども未来部） さきの総括質疑で、お話をさせていただいたかと記憶しておりますが、令和4年度に指定管理者の指定を行っていくに当たりまして、本議会において、今後の図書館の姿、美術館・図書館の姿がどうなるかということを決めていかなければ、それに間に合わないということが考えられるということで、本議会にて上程させていただいたということを説明させていただいた次第です。

委員長 ほかに。

意（16） 先ほどですね、北川委員のほうからは、地方自治法に基づく、私が違法ではないかというお話に対して、御自分の主張をされたかと思うんですけど、ほかの委員さんは、これについては、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

意（9） すいません。222条の話ですけども。過去ですね、地方自治法第222条の1項のことで横浜地裁でも判決が出ております。

今回の議会見ましても、すいません、16番議員も、15番議員も、予算の話もされておりましたが、主要新規での話をされたと思います。予算と一緒に本定例会に、今回この条例も一緒に提案されてるってのを考えれば、過去の判例を見ましても、同項の違反とは認められないという判決も出ておりますので、そこら辺は、しっかりと理解をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

委員長 他の意見、聞かなくていいんですか。

ほかの委員は。いいですか。

意（16） あれば、聞きますけど。

委員長 ほかの委員で、賛成について、ある方は。

意（16） よろしいですか。

委員長 じゃあ、はい、いいです。16番、倉田利奈委員。

意（16） 私は判例もいろいろ読んだ上で、今回の件は、違法になるよっていうことを判断したまでです。以上です。

意（9） すいません。いろんな状況によって、判例がいろいろあると思うんですよ。その中で、僕も判例を見させていただいて、横浜地裁の

判例を見さしていただいておりますので。今回は、予算と一緒に条例改正も上がってるわけですので、それは何ら問題ないというふうな判例があることも、しっかりと記憶にとどめておいていただきたいなと思いますので。あなたの考え方が全部、全てではないということです。

意（1） 非常にちょっと残念なのが、本日出てきた地方自治法の話ばかりで、本来の利用者の立場に立った、図書館像っていう議論は、全然なされていないので、少しそちらのほうに、もう一回触れさせていただきます。

16番議員言われてみえた、図書館の具体像やイメージが見えてこない。実際、これ、示されているとこなんですよね。

12月議会の市長さんの反問権の中で、どういった図書館をつくられますか、イメージされますかってことで、全然、お答えになってないんですけど。その、ちょっと続編で、それは答えてください。

意（16） そのイメージってのが、各それぞれね、人によって違うと思うんですけど。

例えば、じゃあ、ここの部屋は何冊ぐらいこういう本を置いて、こういう利用が出来て。じゃあ、例えば、どこどこ、ここにレファレンスのコーナーを置きますよとか。レファレンスを、今後いっぱい置きますよなのか。それとも、今の図書館、閉架図書になってる収蔵庫の図書は、どうやったら借りれますよとか。そういう市民が利用する上での具体的なものが出てこなければ、それは、私は、どういう図書館になるのかっていうのを、何かイメージはありますよ。すごくこのね、複合化の効果とか。今までのマネジメント推進委員会の資料とか、全協とか、いろいろイメージはすごくあるんだけど、具体的にどうなのかっていうところが、私はわからないから、一般質問でも、お聞きしたっていうところなんです。

今日の答弁でも、今後、決めてくっていうところだもんですから、やはり、そんな状況では、私は、議決は出来ないかなということと、それから、先ほど、柳沢委員が言ったことなんですけど、これの逐条解説を読みますと、十分な予算措置をいい、一部では的確とは言えないってこ

と、書かれてるんですね。

今回は、明らかに一部しか予算が上がっていないので、私は、今回、自治法違反になりますよっていう、私の考えです。以上です。

意（1） ちょっと、また最後のところで、そちらに戻っちゃったんですけど。私がお聞きしたいのは、全協でいろんな情報が出たとかそういう意味じゃなくて。

反対されるなら、それなりの理想像、図書館に対するお考え、そこをお聞かせください。

意（16） だから、私、さっき申し上げたんですけど、繰り返してもいいですか、じゃ。

私は、今の図書館は、そのまま市民が利用できるようにすればいいと思います。あそこを閉めちゃうっていうのは、非常にもったいないと思ってるので、今の図書館を利用しながら、いきいき広場とか、かわら美術館に、図書コーナーという形で、本を置いて、御紹介したり、そこで、自分で借りれるような施設、自動で借りれるような、今、ありますよね、そういうのを設置するとか、そういう形のほうが、あえて、お金をすごくかけて、図書館を本を、せっかくいっぱいあるのに、それを、ほんの一部しか開架しないっていうのも、市民のサービスとしても低下するのではないかということで、私はあくまでもそういう考えです。

委員長 はい、ありがとうございます。

もうそろそろ、ちょっと、時間になりますんで、最後、内藤委員、何かあれば。

意（15） 今の地方自治法の222条の話ですが、話を聞いてましても、やはり、今回の議会で、その4月から動かせないという問題があるからという話には、わかりますが。そういうことで、違反してでもやってしまうというのは、問題があると思いますので。これはやっぱり、やめるべきだと思いますし。

それから、今もお話出ましたが、せっかく、今、高浜市は、現図書館に約20万冊の本が入ってる。開架図書は8万冊だそうですが、そういう本を生かさなくて、1万冊だの、2万冊だのっていう、少ない本を出す

だけで図書館だということは、ちょっと、一般の人が考えても理解出来にくいんじゃないかと思います。

それから、広報でずっと連載してきたって言われました。その件については、前に、こども未来部長が、こういうのをよく読んでくれる人は、やっぱり図書館が好きな人っていうことも言われましたから、その好きな人が、そういう問題を読むのは結構なんですけど、まだまだ高浜では、広報が十分行き届いてません。行き届いてない上に、小学生や中学生、高校生なんか、一番本が必要な、もちろん大人になっても必要なんですけど、そういう子供たちが、どうして今の図書館に行けないのか。そういう問題を、もっとしっかりアンケートなんか集めて、つかんで、それをやっぱり生かしていくっていうことがされてないもんですから、そういう点では、図書館の在り方や運営の方法についての検討が不十分だと思います。

今、言われましたように、図書は文化の大元っていうか、自治体の基本的人権である住民の学習権を保障するのが公立図書館の役割と、理念にもありますから、これを低下させるような、こういう、やきものの里のかわら美術館と統合するような案には、私は反対です。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。

時間となりましたので、これで、議案第12号についての自由討議を終了いたします。

「今の発言はいいんですか。違反だって、明確に言いましたけど。」と発声するものあり。

委員長 内藤委員。先ほどの発言で、違反っていうふうに決めつけみたいな言動がありましたけど。内藤委員が違反と思うっていうことで、よろしかったですか。よろしいですか。

意（15） はい。

委員長 これで議案第12号についての自由討議を終了いたします。

なお、これより採決に当たり当局が入場しますので、ここで暫時休憩

とし、委員会につきましては、11時50分に再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時49分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時51分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長